

部・委員会設置・運用規則

(目的)

第1条 この規則は、支部設置運用規程第9条に基づき、部の編成および委員会(以下、「部等」という)の編成または設置基準並びにそれらの機能および構成等について定め、もって支部業務の円滑化と効率的な運用を図ることを目的とする。

(部、委員会等の編成)

第2条 支部の業務推進組織は、総務部、経理部、研修部、会員部、広報部、地域支援部、国際部および実務従事支援部をもって編成する。

2 また委員会としては、試験関連委員会、表彰委員会、JOPY 運営委員会、渉外委員会を設ける。

(部長、委員長、副部長および部員)

第3条 部長及び委員長は、執行委員のうちから支部長が選任し、支部設置運用規程第9条3項によりこれを委嘱する。

2 副部長等は、部長等が執行委員のうちから5名以内を推薦し、支部長がこれを委嘱する。

3 部員は、部長等の推薦により必要数を支部長が委嘱する。

4 支部長は、直近の執行委員会に委嘱した部長等の氏名を公告するものとする。

5 部長および委員長は、支部長の命を受け、各部・委員会の業務を遂行する。

6 副部長および部員は、各部・委員会の業務遂行を担当する。

(部等の機能および業務分掌等)

第4条 各部・委員会の基本的機能および業務分掌は次の各号による。

- (1) 総務部：支部大会および執行委員会、部長・委員長会議等、支部管理運営会議の運営、行事事務、規約管理、事務所管理等に関する事項
- (2) 経理部：支部会計、財務に関する事項
- (3) 研修部：研究会管理、研修等の対内的活動に関する事項
- (4) 会員部：会員管理、会員の福利・厚生に関する事項
- (5) 広報部：各種広報業務並びに情報収集等に関する事項
- (6) 地域支援部：診断実務、地域支援関連実務等の主として対外的活動に関する事項
- (7) 国際部：海外進出企業の診断支援、会員の海外活動に関する支援、国際関連の情報収集等に関する事項
- (8) 実務従事支援部：実務従事支援、カバン持ち制度に関する事項
- (9) 試験関連委員会：1次試験監督者、理論政策運営委員、実務補習指導員の推挙
- (10) 表彰委員会：表彰規則に則り、それに相応しい会員を推挙
- (11) JOPY 運営委員会：城西支部プロコン養成塾の企画運営
- (12) 渉外委員会：中小企業関連外部機関との交渉並びに情報収集

(付 則)

施行 平成24年4月2日

改定 平成25年4月26日